輸第101069号	副産窒素肥料	FDアミノ700	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
輸第101071号	液状窒素肥料	グリーンマスターリキッド　Caブースター	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第101072号	家庭園芸用複合肥料	錠剤肥料２号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第101073号	家庭園芸用複合肥料	ココテック　グローA	合同会社霧島通商	宮崎県宮崎市下北方町源野5640番地１
輸第101074号	家庭園芸用複合肥料	ココテック　グローB	合同会社霧島通商	宮崎県宮崎市下北方町源野5640番地１
輸第101075号	家庭園芸用複合肥料	ココテック　ブルームA	合同会社霧島通商	宮崎県宮崎市下北方町源野5640番地１
輸第101076号	家庭園芸用複合肥料	ココテック　ブルームB	合同会社霧島通商	宮崎県宮崎市下北方町源野5640番地１
輸第101087号	硫黄及びその化合物	硫黄粉末１号	アンデス貿易株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目10番地
輸第101091号	家庭園芸用複合肥料	GH Flora Micro	株式会社マルワトレーディング	静岡県静岡市葵区春日三丁目６番12号
輸第101094号	液状窒素肥料	カルシウム含有液肥１号	三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目１番３号
輸第101095号	液状窒素肥料	ほう素含有液肥１号	三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目１番３号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第101067号	鉱さいけい酸質肥料	アサヒけい酸質資材	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地１
生第101082号	化成肥料	くみあい有機入り化成S037H	ユーピーケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23番地３
生第101083号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成S025H	ユーピーケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23番地３
生第101084号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素有機入り化成S57	ユーピーケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23番地３
生第101088号	配合肥料	配合T774号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目６番
生第101092号	化成肥料	くみあい苦土尿素亜鉛入り複合硝加燐安S226	片倉チッカリン株式会社	東京都千代田区九段北１丁目13番５号
輸第101085号	配合肥料	ニトロフォームミニ21－５－８	株式会社三商	東京都中央区日本橋人形町一丁目３番６号
輸第101089号	化成肥料	りん安１号	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第101090号	化成肥料	微量要素有機入り化成肥料JKH402	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番１号
輸第101100号	化成肥料	QMリン安	グリーンコスモス肥料株式会社	北海道札幌市中央区南一条西七丁目１番地12大通パークサイドビル９階B

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年一月八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路の区域	路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
宮崎県東臼杵郡門川町	九州自動車道	後：宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字柳ケ谷二七六三番三から同まで	前：宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字柳ケ谷二七五二番三から同まで	後：最小三〇三メートル（三〇三メートル） 前：最小三〇二メートル（三〇二メートル）	後：三六二メートル 前：三六二メートル

○国土交通省告示第二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年一月八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路の区域	路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
口都城市山之口町	九州縦貫自動車道宮崎線	後：口都城市山之口町大字八窪山二之六六番二から同市山之口町大字六五小字番椎ケ二まで	前：口都城市山之口町大字八窪山二之六六番二から同市山之口町大字六五小字番椎ケ二まで	後：最小二二六メートル（二二六メートル） 前：最小二二八メートル（二二八メートル）	後：一三三メートル 前：一三三メートル

○国土交通省告示第二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十五第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶（同法第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五以下「船舶安全法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の十以下「一般財団法人日本海事協会」という。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の十一第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の十一第三項において準用する船舶安全法第二十五条の十二第二号の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

ニューヨーク事務所ノーフォーク出張所の廃止

(一)　廃止する事業所の名称及び所在地

名称	所在地
ニューヨーク事務所ノーフォーク出張所	3704 Pacific Avenue, Virginia Beach, Virginia 23451, UNITED STATES OF AMERICA

(二)　廃止年月日　平成二十八年一月一日